

静岡県告示第157号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号）第10条第1項の規定により、青少年の健全育成を阻害するものとして、次の玩具類等を指定した。

令和5年3月14日

静岡県知事 川勝平太

青少年にとっての有害指定玩具類等 4件

名 称	模造刀剣類
構 造	金属で作られ、かつ、刀、剣、やり、なぎなた若しくはあいくちに着しく類似する形態を有するもの又は飛出しナイフに着しく類似する形態又は構造を有するもの
機 能	人体に打撃を加えた場合、殺傷能力を有するもの
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため

名 称	ナイフ
構 造	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第101条の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフ（くだものナイフ、カッターナイフ、切出し、ペーパーナイフ、電工ナイフその他の家庭用、工作用又は業務用ナイフを除く。）であって、折りたたみ式のナイフ、スライド式のナイフにあっては、開刃した刃体を柄に固定させる装置を有するもの
機 能	刃を出した状態で、人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する。
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため

名 称	手錠類
構 造	金属の材質で堅固に作られたもので、手、指、足の自由を拘束することが可能な内径を有する二輪を連結した形状のものであって特定の鍵等によって解錠可能なもの（安全装置付きのものを含む）
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため

名 称	スリングショット
構 造	腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒（ゴム固定金具等が付加されたものを含む。）に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸その他これに類す

	る物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもの
機能	当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積あたりのエネルギーが $0.07\text{kgf}\cdot\text{m}/\text{cm}^2$ 以上のもの
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため